

ながの環境パートナーシップ会議  
第4回 幹事会 会議記録

I 日 時 平成22年1月27日(水) 18時から20時

II 場 所 会議室6 (市役所第二庁舎4階)

III 出席幹事 15人

(高木、塚田、弓場、河西、佐々木、高野、田中(昭)、傳田、錦織、橋本、堀池、水野、峯村、山口、渡辺)

IV 欠席幹事 1人

(田中(守))

V 会議内容

1 プロジェクトチーム(以下、「PT」)の活動状況と今後の活動について

(1) 活動状況

生ごみの削減・再利用システムの構築PT、食品トレイ・レジ袋使用削減PT、市民のもりづくりPT、太陽エネルギー普及促進PTから活動記録票提出

(2) 提案・協議

①水環境保全プロジェクト(P2)

予算執行⇒承認

内容:大町市の視察(3月)、今井団地用水路改修関係資材の購入

②「環境総合センター」設置プロジェクト(P3)

予算執行及び予算流用⇒承認

内容:柏市及び川口市の施設の視察(2月24日)

③太陽エネルギー普及促進プロジェクト(P15)

予算執行⇒承認

内容:ソーラークッカー(大・小)及びPT横断幕の購入

2 規程の整備について

(1) 役員の選任に関する規程、会費に関する規程(P17)

賛成多数により決議。両規程とも本日(1月27日)から施行する。

(2) 事務局に関する規程(P20)

①事務専決規程～賛成多数により決議。本日から施行する。

②事務局規程～第4条及び第8条に対する修正案が提出される。次回幹事会にて再協議

③会計規程～賛成多数により決議。本日から施行する。

(3) 旅費に関する規程(P24)

第5条及び第6条に対する修正案が提出される。次回幹事会にて再協議

VI 今後の日程等

1 正副代表幹事会

(1) 日時・場所:2月17日(水) 18:00～ 環境政策課

(2) 内容:第5回幹事会について

2 第5回幹事会

(1) 日時・場所(案)

~~2月22日(月) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)~~

2月23日(火) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)

~~2月24日(水) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)~~

(2) 内容(予定)

- プロジェクトの推進について、新規プロジェクトについてほか
- 3 第6回幹事会（3月、内容（予定）：組織について、会員についてほか）
  - 4 第7回幹事会（4月、内容（予定）：次年度計画についてほか）

## Ⅶ その他

- (1) ながのエコシティブロジェクト会費の支出
- (2) 信濃毎日新聞広告掲載～1/27（水）朝刊28面
- (3) 環境関連イベント等
  - ①省エネ推進フォーラム  
日時：1/30（土）13:30～15:30、場所：長野市生涯学習センター第1、2学習室
  - ②減CO2アクションキャンペーン「長野県地球温暖化防止県民大会」  
日時：2/6（土）13:30～16:00、場所：ホテル信濃路2F穂高
  - ③市民の森～「かんじき体験」 2/14（日）
  - ④長野市「環境学習リーダー」研修会  
日時：2/18（木）9:00～16:00, 19（金）9:00～16:30  
場所：長野市ふれあい福祉センター5階ホール
  - ⑤信州省エネコンテスト2010冬～応募締切：3/15（月）
  - ⑥ライトダウンキャンペーン2009冬 in 長野報告
- (4) 新規プロジェクトの募集について（第5回幹事会資料）

## Ⅷ 主な質疑

### ○水環境保全PT

- ・パックテストとは何か？また、1セットいくらくらいするのか？  
⇒ pH等水質を検査するもの。試薬の種類により価格は異なる。  
⇒ 1セット300円程度からある。
- ・水路改修の目的は何か？  
⇒ ホタルが生息できるような環境にすること。  
⇒ 今回購入する物品からすると、調査するようにはしか見えない。改修費用というよりは、調査費用とした方が適当なのではないか？  
⇒ 実際は、水路に水草を植えたり、浚渫等行っている。今回の物品の購入も一環のもの。

### ○太陽エネルギーPT

- ・ソーラークーラーは、年に何回くらい使うのか？  
⇒ 来年度は、小学校等への出前講座、ながの東急前、南長野運動公園でのイベント等を計画している。  
⇒ 安いものではないので、無駄にならないように使ってほしい。
- ・一台当たり、定価二十数万円、実売価格十数万円と聞いたことがある。二台で十一万円というのは安すぎるのではないか。粗悪品等を買うことがないようにしてほしい。  
⇒ PTメンバーからは、これくらいの価格と聞いている。これから見積書をとる。予算を超えるようであれば再協議したい。
- ・一般市民相手であれば、太陽光発電パネルを展示した方が良いのではないか。  
⇒ 太陽光パネル、太陽熱利用システムは、既にイベント等で展示している。
- ・発泡スチロールの箱やペットボトルを黒く塗って調理等をするような方法もある。手軽で安全なものなので、このようなものの利用も検討してみてはどうか？

### ○事務局規程案

- ・本会では、事務局の充実が課題となっている。旧会則の「総務・広報タスクチーム」の規定のように、第4条に「市民、事業者」を加えてはどうか？  
⇒ この案は、現状に沿ってつくったもの。市民・事業者等により事務局が運営されることは望ましいことだが、現状には合わない。当面はこのままで良いのではないか。又は、第4条の第2項、第3項を削除してはどうか。

- ⇒ まだ会員について整理されていない。この規程は、会員の整理が付いてからでないと難しいのではないか。
- ・第8条に「事務」とあるが、「業務」ではないのか。
  - ⇒ 事務局の「事務」は、PT活動とは違うもの。「事務」と「業務」、「PT活動」等を整理して考える必要がある。
    - 事務局が行うのは「事務」であり、本会が行うのは会則にあるとおり「事業」である。
- ・どのPTにも属していない会員やボランティアに事務局を担ってもらうことはできないか？
  - ⇒ 将来的には、自前のスタッフで事務局を運営するのが好ましいが、責任の所在が分からなくなる恐れがある。
  - ⇒ 総務広報タスクチームができた頃、担い手の募集をかけたが、応募するものはいなかった。そのためみどりの市民で一部を担わせてもらっている。
  - ⇒ ニュースレターやHPの編集等の継続性のあるものは委託で、大会等イベントの準備等はボランティアでということも考えられる。
- ・規程は、会則で規定していないことを規定するもの。第4条は不要。
  - ⇒ 第8条を削除しても問題はない。
  - ⇒ 今の議論を整理し、次回幹事会で改めて協議することとする。
- 会計規程
  - ・案では、「決算書を代表幹事に提出」で終わっているが…
    - ⇒ その後は、会則で規定されている。
  - ・出納の閉鎖は、5月31日で大丈夫なのか？年度当初、予算が決定される前は、出入金ができなくなるのではないか？
    - ⇒ これまでの出入金の状況からすると、特に問題はない。年度末に請求があった場合は、未払金となり、次年度に繰越処理する。収入の場合も同様に繰越処理する。
    - ⇒ 現在は、現金出納のみを記載する方式なので問題はないが、将来、法人化する場合は、複式簿記にする必要がある。
- 旅費規程
  - ・会議旅費を含めて、このような決まりが必要であることは、数年前から言っていたこと。
  - ・一夜当たり10,000円は高い。10,000円を上限とする実費支給としてはどうか？
    - ⇒ 案を作る段階でも、宿泊料等の金額については、様々な意見があった。素案では、12,000円だったが、市内のビジネスホテルの例から10,000円に引き下げた。
    - ⇒ 実費の場合、宿泊料の算定がかなり煩雑となる。宿によっては、一泊二食付、朝食付、素泊まり等があり、また、夕食時にお酒等を注文した場合、実費の算定はどうするのか…。
      - 10,000円が高いというのであれば、その金額を下げれば良いのではないか。
  - ・研修会等で宿泊先が指定されている場合がある。実際、これまで参加していた研修の宿泊料は、15,000円位だった。
    - ⇒ 例外の規定が必要。「幹事会が認めた場合」はOKとしてはどうか。
    - ⇒ 「ただし書き」も設ける。
  - ・第5条の「1km当たり10円」は厳しいのではないか。
    - ⇒ 長野県では、「1km当たり30円」としている。本会は環境保全を行う団体であること＝自動車はできるだけ使わないという意味で10円とした。
    - ⇒ ハイブリッドカーであれば、1km10円で賄える。
    - ⇒ PTの活動では、車を出してくれるよう依頼し、同乗し現地に行っている。2台のハイブリッドカーを使うよりも、1台のミニバンを使う方が、効率がよい。
      - この場合、1km10円では赤字となってしまう。
    - ⇒ 県の単価、本会の活動内容、実際のPT活動等参照すべき事項は多くあるが、ここで決を採る。
    - ⇒ (金額について挙手)

⇒ 「1 km 当たり 20 円」とする。

- ・「実費」はどうやって算出するのか？

⇒ 出発前に満タンにしておき、終了後満タンにすれば、ほぼ実費となる。

⇒ 市内の移動で、数キロから数十キロの場合もその方法をとるのか。

⇒ そのようにしても良いし、距離計算から算出しても良い。

⇒ 宿泊料及び陸路の交通費を整理したうえ、次回幹事会で協議する。

○その他（予算の執行について）

- ・予算執行の協議は、当初予算に記載されている場合でも必要なのか？

⇒ 当初予算に記載されている場合は、必ずしも必要ではない。しかし、当初予算の内訳が曖昧なPTも多い。その場合、及び当初の予定を変更する場合、流用する場合等は、協議が必要である。

⇒ 当初予算の内容に変更がない場合は、執行の際の協議は不要とする。

- ・予算要求から執行までの手続きに関する規定が必要なのではないか？

⇒ 検討する。

《参考》

ながの環境パートナーシップ会議会計規程

(収支予算)

第4条 事務局長は、各プロジェクトチーム及び事務局が作成した事業計画原案に基づき、収支予算原案をとりまとめ、代表幹事に提出する。

2 収支予算は、本会の運営に関する全ての収支を計上し、事業又は目的に従い必要な区分を設けて整理する。

(収支)

第6条 事務局長は、予算の執行に当たり、収支にかかる調書に請求書等の収支の原因となる書類を添えて、現金の収納又は払出をさせるものとする。

2 職員は、前項によるものが予算の目的に反しないこと等を確認の上、収納又は払出の手続きを行う。